

「----- \* \* \* \* 納税協会からのお知らせ -----」

紫陽花が雨に映える季節となりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

「主人の足跡は、肥料にまさる」

米野菜は生き物ですから人の足音を聞いてかわいがってもらえてると思ったら大きくなる、そんないい格言です。

実家の農業が本格始動の季節になり、今週からは田植えが始まります。広大な田畑は今は両親が切り盛りしていますが、私も微力ながら週末には息子と手伝いに行っています。両親が作った米や野菜はとてもおいしく、きれいに整備された畑で青々と育っている野菜を見ると日々農作業に精を出す両親の愛情を感じます。その姿を見ると、いつまでも元気でいてほしいなと思います。

入梅の候、どうかお体に気をつけてお過ごしください。(三枝 美貴代)

【事業実績】

○三木納税貯蓄組合連合会定時総会<メソッド・リヴァージ>5/19(水)14:00~  
吉原税務署長、佐藤県税事務所長、石田三木市総務部長、井本納税協会会長が来賓として参加され、各議案について審議を行った結果、可決承認されました。

○インボイス制度説明会<メソッド・リヴァージ>5/19(水)15:00~  
三木税務署、中村上席よりインボイス制度について分かりやすくご説明いただきました。

○三木納税協会定時社員総会<メソッド・リヴァージ>5/19(水)16:00~  
吉原税務署長、堀田納税貯蓄組合連合会長、藤本近畿税理士会支部長が来賓として参加され、各議案について審議を行った結果、可決承認されました。

○税務署長感謝状贈呈式<メソッド・リヴァージ>5/19(水)定時社員総会終了後~  
三木税務署、吉原署長より受賞者の方に感謝状が進呈されました。  
受賞者：(株)イオンスポーツ 東 孝次 様、花屋敷ゴルフ倶楽部 河野 泰人 様  
税理士 城本 知可子 様(当日欠席)

「----- I N D E X -----」

1 【 税のカレンダー 】

2 【 税制アンケートの実施について 】

3 【 会社税務の基本とポイント 】 [ 第72回 ]

■法人が交付を受ける雇用調整助成金等の収益計上時期

4 【 単行本等の新刊情報 】

5 【 総務管理者養成講座・各種セミナーの開催情報 】

6 【 大阪国税局からのお知らせ 】

=====

## 1 【 税のカレンダー 】

- ◇ 令和3年4月決算法人の確定申告、令和3年10月決算法人の中間(予定)申告(法人事業所税を除く)  
<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税>  
6月中の決算応当日まで
- ◇ 消費税の年税額が400万円超の令和3年7月・10月・令和4年1月決算法人の3か月ごとの中間申告、消費税の年税額が4,800万円超の法人(3月・4月決算法人を除く)の1か月ごとの中間申告  
<消費税・地方消費税>  
6月中の決算応当日まで
- ◇ 5月分の源泉所得税及び個人住民税特別徴収分の納税  
6月10日(木)まで
- ◇ 個人住民税の納期特例分(令和2年12月～令和3年5月分)の納税  
6月10日(木)まで

=====

## 2 【 税制アンケートの実施について 】

納税協会連合会では、公正で公平な納得できる税制の実現を希求し、毎年「税制改正要望書」を政府や政党に提出し、その実現を強く要望しています。

つきましては、「税制改正要望書」を作成するに当たり、本年も、皆様の声を広くお聞かせいただくため、ホームページにおいて、「税制アンケート」を実施しますので、ご協力をお願いいたします。

なお、「税制アンケート」の締切は、令和3年6月4日です。

【税制アンケート】ページは、こちらから。

<http://www.nouzeikyokai.or.jp/question/>

=====

## 3 【 会社税務の基本とポイント 】 [ 第72回 ]

税理士 岸田光正

### ■ 法人が交付を受ける雇用調整助成金等の収益計上時期

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、法人が国や地方公共団体から助成金等の交付を受ける場合がありますが、この助成金等の収益計上時期は次のとおりとされています。

#### (1) 基本的な考え方

法人税法上、ある収入の収益計上時期は、原則として、その収入すべき権利が確定した日の属する事業年度となります。

したがって、法人が交付を受ける助成金等についても、収入すべき権利が確定した日、すなわち、その助成金等の交付決定がされた日の属する事業年度の収益として計上することとなります。

#### (2) 特定の経費を補填するための助成金における留意点

ただし、その助成金等が、経費を補填するために交付されるものであり、あらかじめその交付を受けるために「必要な手続」をしている場合には、その経費が発生した事業年度中に助成金等の交付決定がされていないとし

ても、その助成金等の収益計上時期はその経費が発生した日の属する事業年度として取り扱うこととされています。

これは、助成対象となる経費と助成金等の収益を対応させる必要があるという考え方に基づくものです。

なお、ここにいう「必要な手続」とは、例えば、休業手当について雇用調整助成金を受けるための事前の休業等計画届の提出などが該当します。

- (3) 新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置が適用される雇用調整助成金  
しかし、新型コロナウイルス感染症に伴う雇用調整助成金については、特例措置により事前の休業等計画届の提出は不要とされており、その場合の雇用調整助成金の収益計上時期は、原則として、交付決定日の属する事業年度となります。

ただし、事前の休業等計画届の提出が不要の場合であっても、交付申請を行っており、交付を受けることの確実性が認められ、経費が発生した日の属する事業年度に会計上も収益計上しているときには、税務上も経費が発生した日の属する事業年度に収益計上しても差し支えないものと考えられます。

=====

#### 4 【 単行本等の新刊情報 】

##### ◇納税協会連合会発刊図書

- ・ 令和3年6月改訂 印紙税取扱いの手引

(局消費税課長)

- \* 印紙税法をはじめとした法律、政令、省令、告示さらには関係通達等を体系的に整理・編集し、具体的な文書例に基づいた課否判定を解説。

4,400円 6月7日

- ・ 令和3年版 租税条約関係法規集

(公益財団法人納税協会連合会 編集部)

- \* わが国が締結している租税条約を網羅するとともに、租税に関する情報交換を主たる内容とする協定、租税に関する相互行政支援に関する条約、税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約等を収録。

15,400円 6月21日

- ・ マンガと図解 新・くらしの税金百科 2021-2022

(公益財団法人納税協会連合会 編集部)

- \* 身近な税の仕組み、考え方をマンガでストーリー展開し解説。「贈与税の非課税制度の見直し」「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」等、最新の情報を掲載。

1,980円 6月25日

##### ◇その他取扱図書

- ・ 新版 サクサクわかる！超入門 中小企業再編の税務

(税理士・公認会計士/佐藤信祐 著)

- \* 中小企業再編の税務について、基礎知識と実務対応をやさしく解説。経験の浅い公認会計士や税理士、企業の財務担当や経営者向けの一冊。

3,080円 6月1日

=====

## 5 【 総務管理者養成講座・各種セミナーの開催情報 】

- 一社に一名、「法定事務」のエキスパートを！  
事務担当者にとって、毎日の仕事を単なる「事務作業」で終わらせないために不可欠なもの、それが「法定事務」の知識です。

総務管理者養成講座は、昭和 51 年の開講以来、数多くの企業から実務に直結した講座内容が認められ、実務担当者の教育の場として幅広く活用していただいています。

- 通信コース

申込みは、随時受け付けています。いつからでも受講可能です。

- e-通信コース

新コンテンツ移行により、Windows、Mac 搭載パソコン及びスマートフォン、タブレットでの受講が可能となりました。

動作環境等詳細については、下記ホームページにてご確認ください。

通信コース同様、申込みは、随時受け付けています。いつからでも受講可能です。

- 通信セレクト、e-通信セレクト

学習したい科目、今すぐ知識習得が必要な科目を 1 科目ずつ 1 回のお申込みで 3 科目まで選択学習可能なセレクトタイプです。

詳細については、下記ホームページでご確認ください。

- 講義コース

2021 年「後期大阪教室」についてはコロナ禍の影響により開催中止となりました。

なお、前期スクーリング（6 月）、前期認定試験（8 月）についても中止となります。

【総務管理者養成講座】の詳細は、こちらから。

<https://www.nouzeikyokai.or.jp/seminar/>

=====

## 6 【 大阪国税局からのお知らせ 】

### (1) 国税庁ホームページ等について

#### イ 国税庁ホームページの掲載内容

国税庁ホームページでは、申告・納税手続に関するパンフレットや手引のほか、届出や申請に必要な各種様式を掲載しております。

また、「タックスアンサー」のコーナーでは、お問合せの多いご質問と一般的な回答を掲載しているほか、お調べになりたい項目をキーワードにより検索することができます。

【国税庁ホームページ】は、こちらから

<https://www.nta.go.jp/>

#### ロ インターネット番組「Web-TAX-TV」及び YouTube「国税庁動画チャンネル」について

税に関する情報や国税庁の取組を動画で紹介しています。

インターネット番組【Web-TAX-TV】は、こちらから

<https://www.nta.go.jp/publication/webtaxtv/index.html>

YouTube【国税庁動画チャンネル】は、こちらから  
<https://www.youtube.com/user/ntachannel>

(2) e-Tax の利用について

e-Tax では、税務署に出向くことなく、インターネットを利用して、申告書や申請書などの各種手続を行うことができます。

イ 確定申告はご自宅から e-Tax で！

マイナンバーカードと IC カードリーダー又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方は、スマートフォンやパソコンから e-Tax を利用して確定申告ができます。

また、マイナンバーカード、IC カードリーダー又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちでない方でも、事前に税務署等に ID・パスワード方式の届出を提出いただくことで、e-Tax をご利用できます。

【確定申告書等作成コーナー】は、こちらから

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/smsp/top#bsctrl>

国税庁ホームページでは、申告・納税手続に関するパンフレットや手引のほか、届出や申請に必要な各種様式を掲載しております。

また、「タックスアンサー」のコーナーでは、お問合せの多いご質問と一般的な回答を掲載しているほか、お調べになりたい項目をキーワードにより検索することができます。

【国税庁ホームページ】は、こちらから

<https://www.nta.go.jp/>

ロ 法人税申告及び消費税申告（法人）について

e-Tax については、各種の利便性向上施策を実施しておりますので、法人税等の申告の際は、添付書類も含めた全ての書類の e-Tax 利用をお願いします。

【利便性向上施策】は、こちらから

<https://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/sesaku.htm>

資本金 1 億円を超える法人等については、令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の法人税申告等について、添付書類を含めた全ての書類の e-Tax 利用が義務化されています。

【電子申告の義務化について】は、こちらから

<https://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm>

ハ e-Tax の利用可能時間について

- ・ 月曜日～金曜日  
24 時間（休祝日の翌稼働日は、8 時 30 分から受付開始します。）
  - ・ 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日  
8 時 30 分～24 時
- ※ 上記以外の土曜日、日曜日、休祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日については、受付を行っていません。

【e-Tax の利用可能時間】は、こちらから

[https://www.e-tax.nta.go.jp/info\\_center/index.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm)

(3) 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

申告書や申請書等を提出する際は、「個人番号（マイナンバー）」又は「法人番号」の記載が必要となります。

なお、個人番号（マイナンバー）を記載した申告書や申請書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

【社会保障・税番号制度の情報】は、こちらから  
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>

(4) キャッシュレス納付について

振替納税（個人）やダイレクト納付、クレジットカード納付などご自宅・オフィスにいながら納付可能なキャッシュレス納付をご利用ください。

納付税額が 30 万円以下の場合、パソコンやスマートフォンから納付に必要な情報を「QRコード」として作成し、お近くのコンビニエンスストア店舗で納付することも可能です。

=====  
メールマガジン「Monthly Nouzeikyokai Mail Magazine」

○納税協会の事業予定は、こちらから。

○メールアドレスの変更や配信停止は、所属納税協会又は下記フォームから。

<https://www.nouzeikyokai.or.jp/contact/>

※ リンク先から「所属協会名」を選択の上、「ご意見・ご要望」欄に、メールアドレスの変更又は配信停止と記載してください。

また、メールアドレス変更の場合は、変更後のメールアドレスを記載してください。

○ご感想、ご意見、お問い合わせは、下記フォームから。

<https://www.nouzeikyokai.or.jp/contact/>

Copyright (c) 公益財団法人納税協会連合会

(〒540-0012 大阪市中央区谷町 1-5-4)

掲載記事の無断転載を禁じます。